

社会人合格者インタビュー②

画像集

	内容	頁
1	実際のスケジュール帳	p. 2-11
2	分散学習 アプリの使用例	p. 12-14
3	テキストへの一元化例	p. 15-25

【開催後アンケートご協力のお願い】

今後の運営改善・企画検討のため、下記の URL／QR コードからアンケートにぜひご協力をお願いします。

URL:[社会人合格者インタビュー 開催後アンケート](#)
(2023.2.9 開催) (google.com)



1 実際のスケジュール帳

入門・基礎マスター期 (2020年8月～受講開始 2022目標2年コース 在宅勤務なし、毎日出社)
 2021年4月 赤…講義の受講予定 シャーペン…復習予定日



例

2/1 講義受講→マンスリー
 カレンダーに、シャーペン
 で下記復習日記入

- ①講義の1日後 2/2
- ②1週間後 2/8
- ③2週間後 2/15
- ④1ヶ月後 3/1
- ⑤2ヶ月半後 4/15

★あくまで目安として記入。多少ずれても気にしていなかった。

特に、講義受講後の復習
 ①②を重視していた。

2021年5月 試し受験前の時期

5 MAY 2021	MONDAY	TUESDAY	WEDNESDAY	THURSDAY	FRIDAY	SATURDAY	SUNDAY
1	3 第1回 簿記1級 合格 17点 ✓	4 第2回 簿記1級 合格 17点 ✓	5 第3回 簿記1級 合格 17点 ✓	6 第4回 簿記1級 合格 17点 ✓	7 第5回 簿記1級 合格 17点 ✓	8 第6回 簿記1級 合格 17点 ✓	9 第7回 簿記1級 合格 17点 ✓
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8	10 第8回 簿記1級 合格 17点 ✓	11 第9回 簿記1級 合格 17点 ✓	12 第10回 簿記1級 合格 17点 ✓	13 第11回 簿記1級 合格 17点 ✓	14 第12回 簿記1級 合格 17点 ✓	15 第13回 簿記1級 合格 17点 ✓	16 第14回 簿記1級 合格 17点 ✓
9							
10							
11							
12							
13							
14	17 第15回 簿記1級 合格 17点 ✓	18 第16回 簿記1級 合格 17点 ✓	19 第17回 簿記1級 合格 17点 ✓	20 第18回 簿記1級 合格 17点 ✓	21 第19回 簿記1級 合格 17点 ✓	22 第20回 簿記1級 合格 17点 ✓	23 第21回 簿記1級 合格 17点 ✓
15							
16							
17							
18							
19							
20	24 第22回 簿記1級 合格 17点 ✓	25 第23回 簿記1級 合格 17点 ✓	26 第24回 簿記1級 合格 17点 ✓	27 第25回 簿記1級 合格 17点 ✓	28 第26回 簿記1級 合格 17点 ✓	29 第27回 簿記1級 合格 17点 ✓	30 第28回 簿記1級 合格 17点 ✓
21							
22							
23							
24							
25							
26	31 第29回 簿記1級 合格 17点 ✓						
27							
28							
29							
30							
31							

試し受験時・・・財務計算は合格点を超えていた。

6月の簿記1級を受験し、合格。

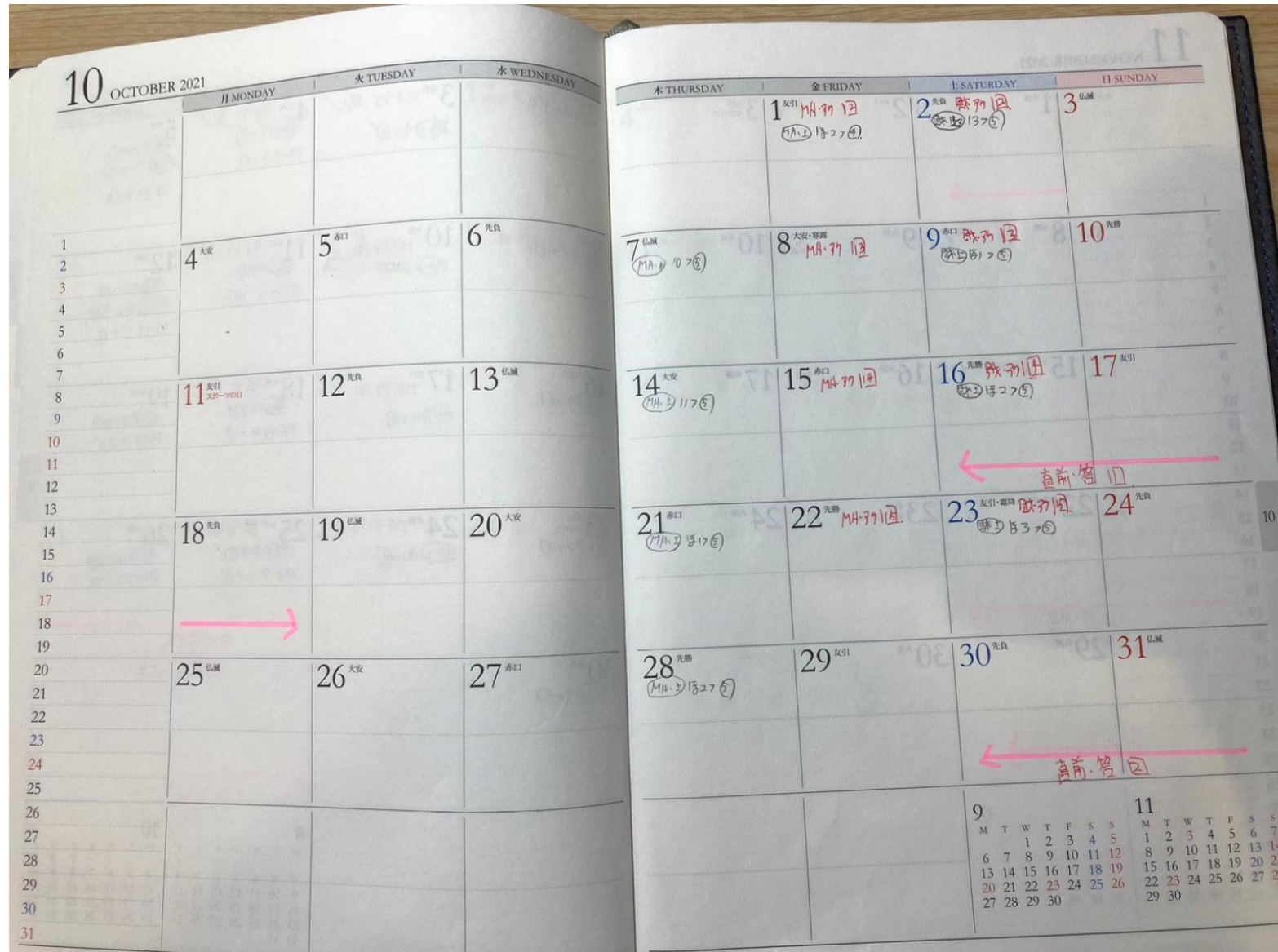
(財務計算のパワーアップ問題とテキストのみ)







短答直前期 10月 ★10月以降、短答直前期の具体的な過ごし方は、体験記レジユメの p.5 参照



12月短答後 1月 そ5...租税法講義5回目 そ上1...租税法上級講義 け4...経営学講義4回目 土日に論文基礎答練受験

2021 12 DECEMBER 2 FEBRUARY 3 MARCH

S M T W T F S S M T W T F S S M T W T F S

1 2 3 4 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5

5 6 7 8 9 10 11 6 7 8 9 10 11 12 6 7 8 9 10 11 12

12 13 14 15 16 17 18 13 14 15 16 17 18 19 13 14 15 16 17 18 19

19 20 21 22 23 24 25 20 21 22 23 24 25 26 20 21 22 23 24 25 26

26 27 28 29 30 31 27 28 27 28 29 30 31

1
2022



SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
26	27	28	29	30	31 ⑤ 5 ⑦ 17 ③	1 祭日 ⑤ 5 ①
2 仏滅 ⑤ 4 ② ⑤ 27 ③	3 赤口 ⑤ 2	4 先勝 ⑤ 5 ① ⑦ 27 ②	5 友引 ⑤ 14 ⑦ 37 ③	6 先負 ⑤ 47 ① ⑤ 57 ②	7 仏滅 ⑤ 27 ⑦ 27 ③	8 大安 ⑤ 7 ①
9 赤口 ⑤ 6 ②	10 先勝 成人の日 ⑤ 15 ⑦ 15 ①	11 友引 ⑤ 17 ① ⑦ 47 ②	12 先負 ⑤ 17 ⑦ 47 ③	13 仏滅 ⑤ 7 ② ⑦ 57 ①	14 大安 ⑤ 15 ② ⑦ 37 ②	15 赤口 ⑤ 15 ① ⑦ 37 ① ⑦ 57 ①
16 先勝 ⑤ 17 ② ⑤ 57 ③ ⑦ 37 ①	17 友引 ⑤ 15 ③ ⑦ 17 ④	18 先負 ⑤ 57 ① ⑦ 47 ② ✓	19 仏滅 ⑤ 14 ✓ ⑦ 17 ④ ⑦ 67 ③ ✓	20 大安 ⑤ 17 ② ✓ ⑦ 47 ① ✓	21 赤口 ⑤ 14 ✓ ⑦ 47 ② ⑦ 27 ④ ✓	22 先勝 ⑤ 47 ① ✓ ⑦ 37 ① ✓ ⑦ 57 ① ✓
23 友引 赤口 ⑤ 57 ② ✓ ⑦ 77 ③ ✓ 30 先負 ⑤ 77 ①	24 先勝 ⑤ 15 ⑦ 37 ④ ✓ 31 仏滅	25 仏滅 ⑤ 57 ① ⑦ 67 ② ✓	26 大安 ⑤ 17 ⑦ 37 ④ ⑦ 57 ③	27 赤口 ⑤ 47 ② ✓ ⑦ 77 ①	28 先勝 ⑤ 15 ⑦ 57 ③	29 友引 ⑤ 67 ① ⑦ 37 ② ✓ ⑦ 57 ② ✓

12月短答後 2月論文答練ラッシュ期 (企業法の論文答練のみ、テキストを見ながら受験)

1 JANUARY 3 MARCH 4 APRIL

S M T W T F S S M T W T F S S M T W T F S

2 3 4 5 6 7 8 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 7 8 9

9 10 11 12 13 14 15 13 14 15 16 17 18 19 10 11 12 13 14 15 16

16 17 18 19 20 21 22 20 21 22 23 24 25 26 17 18 19 20 21 22 23

24 25 26 27 28 29 27 28 29 30 31 24 25 26 27 28 29 30

2022



SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
30 ⑩エロ>②✓ ②エロ>②✓ 財・ア③✓	31 ⑤E7✓ ②エロ>②✓	1 先勝 ⑨エロ>①✓ ⑩エロ>②✓	2 友引 ⑦E7✓ ⑩エロ>②✓ ②エロ>②✓	3 先負 ⑨エロ>②✓ ⑩エロ>②✓	4 仏滅 ⑤E7✓ ⑩エロ>②✓ ②エロ>②✓	5 大安 ⑨エロ>①✓ 財・ア③✓ 財・ア③✓
6 赤口 ⑨エロ>②✓ ⑩エロ>②✓ 財・ア③✓ 財・ア③✓	7 先勝 ⑤E7✓ ⑩エロ>②✓ 財・ア③✓	8 友引 ⑨エロ>①✓ ⑩エロ>②✓	9 先負 ⑦E7✓ ⑩エロ>②✓ ②エロ>②✓	10 仏滅 ⑨エロ>②✓ ⑩エロ>②✓	11 大安 建国記念の日 ⑤E7✓ ⑩エロ>②✓ 財・ア③✓ 財・ア③✓	12 赤口 ⑨エロ>①✓ 財・ア③✓ 財・ア③✓
13 先勝 ⑨エロ>②✓ ⑩エロ>②✓ 財・ア③✓ 財・ア③✓	14 友引 ⑤E7✓ ⑩エロ>②✓	15 先負 ⑨エロ>①✓ ⑩エロ>②✓ ⑩エロ>②✓	16 仏滅 ⑦E7✓ ⑩エロ>②✓ ②エロ>②✓	17 大安 ⑨エロ>②✓ ⑩エロ>②✓ ②エロ>②✓	18 赤口 ⑤E7✓ ⑩エロ>②✓ ②エロ>②✓	19 先勝 ⑨エロ>①✓ 財・ア③✓ 財・ア③✓
20 友引 ⑨エロ>②✓ ⑩エロ>②✓ 財・ア③✓ 財・ア③✓	21 先負 ⑤E7✓ ⑩エロ>②✓ 財・ア③✓	22 仏滅 ⑨エロ>①✓ ⑩エロ>②✓ ⑩エロ>②✓	23 大安 天皇誕生日 ⑦E7✓ ⑩エロ>②✓ 財・ア③✓ 財・ア③✓ 財・ア③✓	24 赤口 ⑨エロ>②✓ ⑩エロ>②✓	25 先勝 ⑤E7✓ ⑩エロ>②✓ 財・ア③✓	26 友引 ⑨エロ>①✓ 財・ア③✓ 財・ア③✓
27 先負 ⑨エロ>②✓ ⑩エロ>②✓ 財・ア③✓	28 仏滅 ⑤E7✓ ⑩エロ>②✓	1	2	3	4	5

12 月短答後 3 月答練ラッシュ期 月に 2 回、有給休暇を取得 (3/2、3/25)

2 FEBRUARY 4 APRIL 5 MAY

S M T W T F S S M T W T F S S M T W T F S

1 2 3 4 5 1 2 1 2 3 4 5 6 7

6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 7 8 9 8 9 10 11 12 13 14

13 14 15 16 17 18 19 10 11 12 13 14 15 16 15 16 17 18 19 20 21

20 21 22 23 24 25 26 17 18 19 20 21 22 23 22 23 24 25 26 27 28

27 28 24 25 26 27 28 29 30 29 30 31

3

2022



SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
27	28	1 大安 ⑤ 17 ㊦ ⑤ 15 ㊦①✓	2 赤口 ㊦ ⑤ 17 ㊦ ⑤ 11 ㊦②✓ 管理㊦㊦⑤✓	3 友引 ⑤ 14 ㊦②✓ ⑤ 5 ㊦⑤	4 先負 ㊦㊦㊦㊦㊦ ⑤ 10 ㊦㊦ ⑤ 16 ㊦㊦	5 仏滅 ⑤ 16 ㊦①✓ 税務㊦㊦① 税務㊦㊦①✓ 経費㊦㊦㊦②✓
6 大安 ⑤ 15 ㊦㊦✓ ⑤ 6 ㊦㊦✓ ⑤ 12 ㊦㊦✓ 税務㊦㊦㊦①✓ 経費㊦㊦㊦①✓	7 赤口 ㊦㊦㊦㊦㊦ ⑤ 17 ㊦㊦✓	8 先勝 ⑤ 17 ㊦㊦✓ ⑤ 4 ㊦㊦⑤	9 友引 ⑤ 17 ㊦㊦ ⑤ 13 ㊦㊦✓	10 先負 ⑤ 16 ㊦㊦✓ ⑤ 17 ㊦㊦	11 仏滅 ㊦ ㊦㊦㊦㊦㊦ ⑤ 18 ㊦㊦✓ 税務㊦㊦㊦①✓	12 大安 ⑤ 19 ㊦㊦ 税務㊦㊦㊦㊦① 税務㊦㊦㊦㊦①✓
13 赤口 ⑤ 17 ㊦㊦✓ ⑤ 17 ㊦㊦ ⑤ 14 ㊦㊦ 税務㊦㊦㊦㊦①✓ 経費㊦㊦㊦㊦①✓	14 先勝 ㊦㊦㊦㊦㊦ ⑤ 19 ㊦㊦	15 友引 ⑤ 17 ㊦㊦ ⑤ 5 ㊦㊦⑤	16 先負 ⑤ 19 ㊦㊦ ⑤ 15 ㊦㊦③	17 仏滅 ⑤ 19 ㊦㊦ ⑤ 12 ㊦㊦⑤	18 大安 ㊦㊦㊦㊦㊦ ⑤ 10 ㊦㊦	19 赤口 ⑤ 20 ㊦㊦ 税務㊦㊦㊦㊦② 税務㊦㊦㊦㊦② 管理㊦㊦㊦㊦①
20 先勝 ⑤ 19 ㊦㊦ ⑤ 13 ㊦㊦ ⑤ 16 ㊦㊦ 税務㊦㊦㊦㊦①✓	21 友引 春分の日 ⑤ 11 ㊦㊦ 税務㊦㊦㊦㊦① 税務㊦㊦㊦㊦①	22 先負 ⑤ 16 ㊦㊦⑤	23 仏滅 ⑤ 10 ㊦㊦ ⑤ 17 ㊦㊦③	24 大安 ⑤ 20 ㊦㊦ ⑤ 14 ㊦㊦⑤	25 赤口 ㊦ ⑤ 12 ㊦㊦	26 先勝 税務㊦㊦㊦㊦㊦③ 税務㊦㊦㊦㊦㊦③
27 友引 ⑤ 15 ㊦㊦ ⑤ 18 ㊦㊦ 税務㊦㊦㊦㊦②	28 先負 ⑤ 13 ㊦㊦④ 税務㊦㊦㊦㊦①	29 仏滅 ⑤ 17 ㊦㊦⑤	30 大安 ⑤ 19 ㊦㊦③	31 赤口 ⑤ 16 ㊦㊦⑤	1	2

論文全国模試1回目 土日クラスで受験

論文直前期の過ごし方は体験記レジュメ p.5 参照

3 MARCH 5 MAY 6 JUNE

S M T W T F S S M T W T F S S M T W T F S

1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 6 7 1 2 3 4

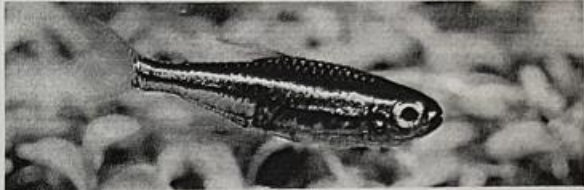
6 7 8 9 10 11 12 8 9 10 11 12 13 14 5 6 7 8 9 10 11

13 14 15 16 17 18 19 15 16 17 18 19 20 21 12 13 14 15 16 17 18

20 21 22 23 24 25 26 22 23 24 25 26 27 28 19 20 21 22 23 24 25

27 28 29 30 31 29 30 31 26 27 28 29 30

4
2022



SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
27	28	29	30	31	1 先負 (2) 上14フ(母) 管37(9)	2 仏滅 管理応用(2) 租37(6)
3 大安 (2) 上7フ(5) (2) 上20フ(2) 管37(10)	4 赤口 (2) 上15フ(4)	5 先勝 (1) 8フ(5)	6 友引 租37(7)	7 先負 (2) 上8フ(5)	8 仏滅 (2) 上16フ(4) 管37(9)	9 大安 租37(11)
10 赤口 (2) 上9フ(5) 租37(6)	11 先勝 (2) 上17フ(母)	12 友引 (1) 9フ(5)	13 先負	14 仏滅 (2) 上10フ(5)	15 大安 (2) 上8フ(4)	16 赤口 租37(12)
17 先勝 (2) 上11フ(5)	18 友引 (2) 上9フ(4)	19 先負 (1) 10フ(5)	20 仏滅	21 大安 (2) 上12フ(5)	22 赤口 (2) 上20フ(母)	23 先勝
24 友引 (2) 上13フ(5)	25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口 (2) 上14フ(5)	29 先勝 昭和の日	30 友引 全国モシ ←

2 分散学習 アプリの使用例

隙間時間の活用 Anki アプリ

★メインの教材ではなく、散歩の際や数分空いた時など机を使えない隙間時間に補助として使用。基礎概念の定着が目的。



デッキ	
企業法	201 6 >
企業法②	76 2 >
企業法 ipad	18 0 >
企業法 上級	47 0 >
監査論	93 3 >
監査論 直近講義	2 1 >
監査論 論文問題集	67 0 >
管理会計 論文	7 2 >
管理会計論	33 2 >
財務会計論 (理論)	161 2 >
財務理論 2	0 1 >

- ★短答前から、隙間時間は財理・監査論の基礎概念を理解・説明できるように練習。→短答直前期の丸暗記が減る
- ★机を使える時間は、計算科目の演習・テキスト復習。

デッキ
追加
編集
検索

【5-1-1 A】

年度監査と四半期レビューの共通点と相違点を説明しなさい。

0 + 0 + 66

デッキ
追加
編集
検索

【5-1-1 A】

年度監査と四半期レビューの共通点と相違点を説明しなさい。

5- 1- 1. 年度監査と四半期レビューの共通点と相違点を説明しなさい。

年度監査と四半期レビューはいずれも、経営者が作成した財務諸表について、投資者の信頼の程度を高めるために、その適正表示を対象として独立の立場にある職業的監査人が自ら入手した証拠に基づいて、会計基準を拠り所として判断した結果を報告する点で共通する。

一方、年度監査では、重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ることが求められるのに対し、四半期レビューでは、重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証ほどに高い水準ではない限定的な保証を得ることが求められる点で相違している。これに伴い、四半期レビューでは、質問及び分析的手続等を基本とした限定的な手続を実施することになり、年度監査における実査、立会、確認といった実証手続の実施は予定されていない。また、年度監査では、財務諸表が企業の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかという積極的形式により意見を表明するのにに対し、四半期レビューでは、財務諸表が企業の状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかという消極的形式により結論を表明する点で相違する。

Point ～年度監査と四半期レビューの共通点と相違点～

〔共通点〕

目 的：投資者の信頼の程度を高めるために財務諸表の適正表示を対象とした報告

主 体：独立の立場にある職業的専門家

〔相違点〕

	年度監査	四半期レビュー
保証水準	合理的な保証	限定的な保証
実 施	実証手続あり	質問・分析的手続等を基本、実証手続なし
報 告	積極的形式の意見	消極的形式の結論

10分後
もう一度

5日後
難しい

3.9ヵ月後
正解

10ヵ月後
簡単

12 月短答後に作成 企業法テキスト 論点

デッキ

追加

編集

検索

問題の所在

見せ金は、預金とは異なり、一応現実の払込みがある。そこで、見せ金による払込みは有効と考えるべきではないかが問題となる。

学説・判例の状況

0 + 0 + 17

デッキ

追加

編集

検索

問題の所在

見せ金は、預金とは異なり、一応現実の払込みがある。そこで、見せ金による払込みは有効と考えるべきではないかが問題となる。

学説・判例の状況

論証例（無効説）

見せ金は、預金とは異なり、一応現実の払込みがある。そこで、見せ金による払込みは有効と考えるべきではないかが問題となる。

この点、見せ金による払込みは、払込みの形式はあるが、一連の行為を全体的に考察すれば、当初から計画された払込み仮装のためのからくりの一環であり、これを有効としたのでは、会社の財産的基礎を確保し会社債権者を保護するために全額払込み制度（34 条 1 項、63 条 1 項）などの制度を置いた会社法の趣旨が没却される。したがって、見せ金による払込みは無効であると解する。

ただ、見せ金による払込みとして無効になるのは、発起人に当初から仮装払込みの意図があった場合である。そこで、見せ金による払込みとして無効となるか否かは、会社成立後借入金を返済するまでの期間の長短、払込金が会社資金として運用された事実の有無、借入金の返済が会社の資金関係に及ぼす影響の有無等を総合的に考慮して判断すべきと解する。

10 分後
もう一度

6 日後
難しい

3.8 カ月後
正解

9.7 カ月後
簡単

3 テキストへの一元化

財理テキスト（全 480 ページ）

★ページ見開き左側ページ…2022 年論文第 5 問出題箇所

① 親会社	親会社 (親会社概念)	経済的単一体 (実体概念)
② 連結財務諸表を主として親会社の株主の立場から作成するものとみる考え方	連結財務諸表を主として親会社の株主の立場から作成するものとみる考え方	連結財務諸表を非支配株主をも含めた企業集団全体の株主の立場から作成するものとみる考え方
③ 共通点	単一の指揮下にある企業集団全体の資産、負債と収益、費用を連結財務諸表に表示する	連結財務諸表を非支配株主をも含めた企業集団全体の株主の立場から作成するものとみる考え方
④ 連結されるもの	親会社株主の持分	単一の経営者による企業集団全体の支配
⑤ 非支配株主持分の位置付け	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
⑥ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
⑦ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
⑧ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
⑨ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
⑩ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
⑪ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
⑫ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
⑬ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
⑭ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
⑮ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
⑯ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
⑰ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
⑱ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
⑲ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
⑳ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
㉑ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
㉒ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
㉓ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
㉔ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
㉕ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
㉖ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
㉗ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
㉘ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
㉙ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部
㉚ 連結純利益	連結実体の持分ではない (連結実体への外部者の請求権)	連結実体の持分の一部

書き込みの意味

青ペン部分…テキスト余白に
自分への問題を書く。

答練等での出題箇所は
「モシ」「ア3」(アクセス3
回目)などメモ。

(1) 他の企業（更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であつて、かつ有効な支配関係が存在しない）と認められる企業を除く（10）。下記(2)及び(3)においても同じ。）の議決権の過半数（10）を自己の計算（10）において所有している企業

(2) 他の企業の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有している企業であつて、かつ、次のいふ条件を具備する企業

① 自己の計算において所有している議決権と、緊密な者及び同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めていること

② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者が自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の企業の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の選挙権を有していること（取締役会等の構成員の選挙権）

③ 他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること（契約が存在）

担保の提供を含む)を行っていること(緊密な者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む) (2020年3月31日現在)

⑤ その他他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

(3) 自己の計算において所有している議決権（議決権を所有していない場合を含む）と、緊密な者及び同意している者が所有している議決権とを合算して、他の企業の議決権の過半数を占めている企業を、

かつ、上記(2)②～⑤までのいずれかの要件に該当する企業 (1) ① + (2) ②～⑤のいずれか)

8) 企業上計 会計及び会計に関する事項

(9) 親会社及び子会社又は子会社が、他の企業の意思決定機関を支配している場合における当該他の企業も、親会社及び子会社と準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれに相当するものを含む。）を指す。別表第三に規定するものに注意。

※10 具体何としては、ベンチャーキャピタル（VC）等の投資企業（投資先の事業そのものによる成果ではなく売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする企業）による投資による成果である。

11) 更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業については、通常、財産の処分権等が裁判所の選任する管理人等に委ねられるため、親会社との間に支配従属関係が存在しない。しかし、これらの企業の管財人として裁判所が親会社を選任する場合もあり、

したがって、厚生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる企業は、子会社に該当しないものとされる（「連結範囲指針」20）

所有する議決権の数÷行使し得る議決権の総数)によって算定する。①自己株式、②完全無議決権株式(株主総会のすべての事項について議決権を行使することできない株式)

(3) 議決権のある株式又は出資の所有の主義が役員等自己以外の者となつていても、議決権のある株式又は出資の所有のための資金関係、当該株式又は出資に係る権利関係は、その旨を定款に記載する限り、前記第(1)項の規定にかかわらず、①相互保有株式（会社法第308条第1項に定める議決権については、いずれも行使し得る議決権の総数には含まれない）。

て所有しているか否かについての判断を行う必要がある。

④ 緊密な者とは、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にある者であり、同一の内容の譲渡権を行使する権利を有するものとする。

5) 同意している者とは、契約や合意等により、自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者をいう。

原則規定	除外規定	除外可能規定
親会社は、原則としてすべての子会社を連結の範囲に含める。	子会社のうち以下に該当するものは、連結の範囲に含めない。 (1) 支配が<u>一時的</u>であると認められる企業 (2) 上場(1)以外企業であって、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業	子会社であって、その資産、売上高等を考慮して、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に<u>重要性の乏しい</u>ものは、連結の範囲に含めないことができる。

(3) 連結決算日（「連結基準」15、16、注4）☆☆☆

なお、子会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、子会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行う。ただし、子会社の決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない。

決算を基礎として連結決算を行うことができる。

③ 子会社の決算日が連結決算日と異なる場合

子会社

決算日

土地売却

B/S 土地計上なし

記録の重要な不一致について必要な整理を行う。

利益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等

と見做すことは、子会社がある匿名組合事業の営業者となり当該匿名組合の事業を含む子会社の親会社の役員として、当該子会社及びその親会社に形式的にも実質的にも帰属せず、かつ

第4章 連結財務諸表における税効果会計 (その1)

【例題 4-31 短C 論B】 持分法 (商品売買・アップ・ストリーム)

P社の商品のうち、関連会社A社から仕入れたものは以下のとおりである。なお、A社の利益率は毎期30%である。また、P社はA社株式の20%を保有している。また、税効果会計を適用し、法人税等の実効税率は40%である。

期首商品棚卸高 10,000円、期末商品棚卸高 15,000円

① 期首商品に係る仕訳

(借) 利益剰余金当期首残高	600	(貸) 持分法による投資損益	600(*1)
(借) 持分法による投資損益	240(*2)	(貸) 利益剰余金当期首残高	240

(*) 10,000 × 利益率30% × 投資会社持分比率20% = 600
(*) 600(*1) × 実効税率40% = 240

② 期末商品に係る仕訳

(借) 持分法による投資損益	900(*3)	(貸) 商品	900
(借) 投資有価証券	360	(貸) 持分法による投資損益	360(*4)

(*) 15,000 × 利益率30% × 投資会社持分比率20% = 900
(*) 900(*3) × 実効税率40% = 360

(注) 持分法適用上、関連会社A社では、投資会社P社が商品を買収するまで未実現利益は実現しない。しかし、個別会計上は実現利益としているため、それに対応する税金費用を計上している。そこで、持分法適用にあたり、関連会社A社において以下の組替・修正仕訳が必要となる。なお、金額は投資会社持分に限定している。

(借) 繰延税金資産	360	(貸) 法人税等調整額	360(*4)
------------	-----	-------------	---------

上記仕訳を行うことによって、関連会社A社の当期純利益 (投資会社持分) が 360(*4) 増加したので、それに対応して「持分法による投資損益 360(*4)」を貸方に計上する。また、関連会社の純資産 (投資会社持分) が 360(*4) 増加したので、それに対応して「投資有価証券 360(*4)」を借方に計上する。

商品

投資会社 (P社)

関連会社 (A社)

売 上

売 上 高 → 持分法による投資損益
繰延税金資産 → 投資有価証券
法人税等調整額 → 持分法による投資損益

画面を分割表示して計算問題練習

(2022 目標は PDF がなかったため、重要な例題だけデジタル教材からスクリーンショットしていた)

テキスト6

借方	計	300,000	000,000	貸方	計	300,000	000,000
株主資本等変動計算書 (一部)							
借方		P 社	S 社	貸方		P 社	S 社
				利益剰余金当期首残高		140,000	70,000

4. 開始仕訳における利益剰余金当期首残高は46,000円 (借方) である。

【例題4-3 短A 論A】 商品に係る未実現損益の調整 (ダウン・ストリーム)

- 【例題4-1】の翌年になった。S社はP社から仕入れた商品を前期末に10,000円、当期末に30,000円手許に保有している。なお、P社の売上利益率は毎期25%である。
- 当期中にP社はS社に対して100,000円の商品を売り上げている。
- 税効果会計を適用し、法人税等の実効税率は毎期40%である。
- ×3年度個別財務諸表

損益計算書

借方		P 社	S 社	貸方		P 社	S 社
売上原価		675,000	450,000	売上高		900,000	600,000
販売費及び一般管理費		75,000	75,000				
法人税等		60,000	30,000				
当期純利益		90,000	45,000				
合計		900,000	600,000	合計		900,000	600,000

株主資本等変動計算書 (一部)

借方		P 社	S 社	貸方		P 社	S 社
				利益剰余金当期首残高		140,000	70,000

貸借対照表 (一部)

借方		P 社	S 社	貸方		P 社	S 社
商品		120,000	70,000				

5. 開始仕訳における利益剰余金当期首残高は46,000円 (借方) である。

【例題4-4 短A 論A】 期末商品に係る未実現損益 (アップ・ストリーム)

- ×2年度に子会社S社は親会社P社 (持分比率80%) に、商品を10,000円で販売し、P社は期末現在、当該商品を手許に保有している。なお、S社の売上利益率は毎期25%である。
- 税効果会計を適用し、法人税等の実効税率は毎期40%である。
- P社は×2年3月31日にS社 (資本金60,000円、利益剰余金40,000円) の発行済株式の

テキスト6

Handwritten calculations and notes:

80 80 80

60,000 - 24,000 = 36,000

36,000 - 14,400 = 21,600

21,600 - 8,640 = 12,960

12,960 - 5,184 = 7,776

7,776 - 3,110.4 = 4,665.6

4,665.6 - 1,866.24 = 2,799.36

2,799.36 - 1,119.744 = 1,679.616

1,679.616 - 671.8464 = 1,007.7696

1,007.7696 - 403.10784 = 604.66176

604.66176 - 241.864704 = 362.797056

362.797056 - 145.1188224 = 217.6782336

217.6782336 - 87.08170944 = 130.59652416

130.59652416 - 52.238609664 = 78.357914496

78.357914496 - 31.3431657984 = 47.0147486976

47.0147486976 - 18.80589947904 = 28.20884921856

28.20884921856 - 11.284343689536 = 16.924505529024

16.924505529024 - 6.7698022116096 = 10.1547033174144

10.1547033174144 - 4.06188132696576 = 6.09282199044864

6.09282199044864 - 2.437528796199296 = 3.655293194249344

3.655293194249344 - 1.462627278119672 = 2.192665916129672

2.192665916129672 - 0.8770263664518688 = 1.3156395496778032

1.3156395496778032 - 0.5262758198710413 = 0.7893637298067619

0.7893637298067619 - 0.3157938519231048 = 0.4735698778836571

0.4735698778836571 - 0.1894279511534628 = 0.2841419267301943

0.2841419267301943 - 0.1136629707616778 = 0.1704789559685165

0.1704789559685165 - 0.06723947798425824 = 0.10323947798425824

0.10323947798425824 - 0.04274341149015776 = 0.06049606649410048

0.06049606649410048 - 0.02422403324705024 = 0.03627203324705024

0.03627203324705024 - 0.014537219948230144 = 0.0217348132988201

0.0217348132988201 - 0.008738687999292064 = 0.012996125299528036

0.012996125299528036 - 0.005197262659764018 = 0.007798862639764018

0.007798862639764018 - 0.003118812719872009 = 0.004680049919892009

0.004680049919892009 - 0.0016704224679360045 = 0.0030096274519560045

0.0030096274519560045 - 0.0008352112309780022 = 0.0021744162209780022

0.0021744162209780022 - 0.0004176056154890011 = 0.0017568106054890011

0.0017568106054890011 - 0.00020880280774450055 = 0.00154800779774450055

0.00154800779774450055 - 0.00010440140387225027 = 0.00144360639387225027

0.00144360639387225027 - 0.00007296098261017518 = 0.0013706454112620751

0.0013706454112620751 - 0.00003648049130508759 = 0.0013341649199569875

0.0013341649199569875 - 0.000018240245652543795 = 0.0013159246743044437

0.0013159246743044437 - 0.000009120122826271897 = 0.0013068045514781718

0.0013068045514781718 - 0.0000045600614131359485 = 0.0013022444898650358

0.0013022444898650358 - 0.00000228003070656797425 = 0.0013000644591584678

0.0013000644591584678 - 0.000001140015353283987125 = 0.0012989244438051838

0.0012989244438051838 - 0.0000005700076766419935625 = 0.0012983544361285172

0.0012983544361285172 - 0.00000028500383832099678125 = 0.0012980694322901334

0.0012980694322901334 - 0.000000142501919160498390625 = 0.0012979269303710418

0.0012979269303710418 - 0.0000000712509595802491953125 = 0.0012978556794114565

0.0012978556794114565 - 0.00000003562547979012459765625 = 0.0012978200539316663

0.0012978200539316663 - 0.000000017812739895062298828125 = 0.0012978022411917713

0.0012978022411917713 - 0.0000000089063699475311494140625 = 0.0012977933348218218

0.0012977933348218218 - 0.00000000445318497376557470703125 = 0.0012977888816368481

0.0012977888816368481 - 0.000000002226592486882787353515625 = 0.0012977866550443612

0.0012977866550443612 - 0.0000000011132962434413936767578125 = 0.0012977855417481177

0.0012977855417481177 - 0.00000000055664812172069683837890625 = 0.001297784985099996

0.001297784985099996 - 0.000000000278324060860348419189453125 = 0.0012977847067759351

0.0012977847067759351 - 0.0000000001391620304301742095947265625 = 0.0012977845676139046

0.0012977845676139046 - 0.00000000006958101521508710479736328125 = 0.0012977844980328894

0.0012977844980328894 - 0.000000000034790507607543552398681640625 = 0.0012977844632423817

0.0012977844632423817 - 0.0000000000173952538037717761993408203125 = 0.0012977844458471279

0.0012977844458471279 - 0.00000000000869762690188588809967041015625 = 0.001297784437149501

0.001297784437149501 - 0.000000000004348813450942944049835205078125 = 0.0012977844328006875

0.0012977844328006875 - 0.0000000000021744067254714720249176025390625 = 0.0012977844306262808

0.0012977844306262808 - 0.00000000000108720336273573601245880126953125 = 0.0012977844295390774

0.0012977844295390774 - 0.000000000000543601681367868006229400634765625 = 0.0012977844290954757

0.0012977844290954757 - 0.0000000000002718008406839340031147003173828125 = 0.0012977844288236749

0.0012977844288236749 - 0.00000000000013590042034196700155735015869140625 = 0.0012977844286877744

0.0012977844286877744 - 0.000000000000067950210170983500778675079346875 = 0.0012977844286208242

0.0012977844286208242 - 0.000000000000033975105085491750389337539671875 = 0.0012977844285868491

0.0012977844285868491 - 0.00000000000001698755254274587519466876953125 = 0.0012977844285698616

0.0012977844285698616 - 0.000000000000008493776271372937597334384765625 = 0.0012977844285613678

0.0012977844285613678 - 0.0000000000000042468881356864687986671923828125 = 0.001297784428557121

0.001297784428557121 - 0.00000000000000212344406784323439933359619140625 = 0.0012977844285549975

0.0012977844285549975 - 0.000000000000001061722033921617199666798095703125 = 0.0012977844285539358

0.0012977844285539358 - 0.0000000000000005308610169608085998333990478515625 = 0.0012977844285534049

0.0012977844285534049 - 0.00000000000000026543050848040429991669952392578125 = 0.0012977844285531395

0.0012977844285531395 - 0.000000000000000132715254240202149958349761962890625 = 0.0012977844285530068

0.0012977844285530068 - 0.0000000000000000663576271201010749791748809814453125 = 0.0012977844285529404

0.0012977844285529404 - 0.00000000000000003317881356005053748958744049071875 = 0.0012977844285529072

0.0012977844285529072 - 0.000000000000000016589406780025268744793720245359375 = 0.0012977844285528906

0.0012977844285528906 - 0.0000000000000000082947033900126343723968601226796875 = 0.0012977844285528823

0.0012977844285528823 - 0.00000000000000000414735169500631718619843006133984375 = 0.0012977844285528781

0.0012977844285528781 - 0.000000000000000002073675847503158593099215030669921875 = 0.001297784428552876

0.001297784428552876 - 0.0000000000000000010368379237515792965496075153349609375 = 0.001297784428552875

0.001297784428552875 - 0.00000000000000000051841896187578964827480375766748046875 = 0.0012977844285528745

0.0012977844285528745 - 0.000000000000000000259209480937894824137401878833740234375 = 0.0012977844285528742

0.0012977844285528742 - 0.0000000000000000001296047404689474120687009394168701171875 = 0.001297784428552874

0.001297784428552874 - 0.00000000000000000006480237023447370603435046970843505859375 = 0.0012977844285528738

0.0012977844285528738 - 0.000000000000000000032401185117236853017175234854217529296875 = 0.0012977844285528736

0.0012977844285528736 - 0.0000000000000000000162005925586184265085876174271087646484375 = 0.0012977844285528734

0.0012977844285528734 - 0.00000000000000000000810029627930921325429380871355438232421875 = 0.0012977844285528732

0.0012977844285528732 - 0.000000000000000000004050148139654606627146904356777191162109375 = 0.001297784428552873

0.001297784428552873 - 0.0000000000000000000020250740698273033135734521783885955810546875 = 0.0012977844285528728

0.0012977844285528728 - 0.00000000000000000000101253703491365165678672608919429779052734375 = 0.0012977844285528726

0.0012977844285528726 - 0.000000000000000000000506268517456825828393363044597148895263671875 = 0.0012977844285528724

0.0012977844285528724 - 0.0000000000000000000002531342587284129141966815222985744476318359375 = 0.0012977844285528722

0.0012977844285528722 - 0.00000000000000000000012656712936420645709834076114928722381591796875 = 0.001297784428552872

0.001297784428552872 - 0.000000000000000000000063283564682103228549170380574643611907958984375 = 0.0012977844285528718

0.0012977844285528718 - 0.0000000000000000000000316417823410516114245851902873218059539794921875 = 0.0012977844285528716

0.0012977844285528716 - 0.00000000000000000000001582089117052580571229259514366090297698974609375 = 0.0012977844285528714

0.0012977844285528714 - 0.000000000000000000000007910445585262902856146297571830451488494873046875 = 0.0012977844285528712

0.0012977844285528712 - 0.0000000000000000000000039552227926314514280731487859152257442474365234375 = 0.001297784428552871

0.001297784428552871 - 0.00000000000000000000000197761139631572571403657439295761287212371826171875 = 0.0012977844285528708

0.0012977844285528708 - 0.000000000000000000000000988805698157862857018287196478806436061859130859375 = 0.0012977844285528706

0.0012977844285528706 - 0.0000000000000000000000004944028490789314285091435982394032180309295654296875 = 0.0012977844285528704

0.0012977844285528704 - 0.00000000000000000000000024720142453946571425457179911970160901546478271484375 = 0.0012977844285528702

0.0012977844285528702 - 0.000000000000000000000000123600712269732857127285899559850804507732391357421875 = 0.00129778442855287

0.00129778442855287 - 0.0000000000000000000000000618003561348664285636429497799254022538661956737109375 = 0.0012977844285528698

0.0012977844285528698 - 0.00000000000000000000000003090017806743321428182147488996270112693309783685546875 = 0.0012977844285528696

0.0012977844285528696 - 0.000000000000000000000000015450089033716607140910737444981350563466548918427734375 = 0.0012977844285528694

0.0012977844285528694 - 0.000000000000000000000000007725044516858303570455368722494062781733274459213671875 = 0.0012977844285528692

0.0012977844285528692 - 0.0000000000000000000000000038625222584291517852276843612470313908666372296068359375 = 0.001297784428552869

0.001297784428552869 - 0.00000000000000000000000000193126112921457589261384218062351569543331861480341796875 = 0.0012977844285528688

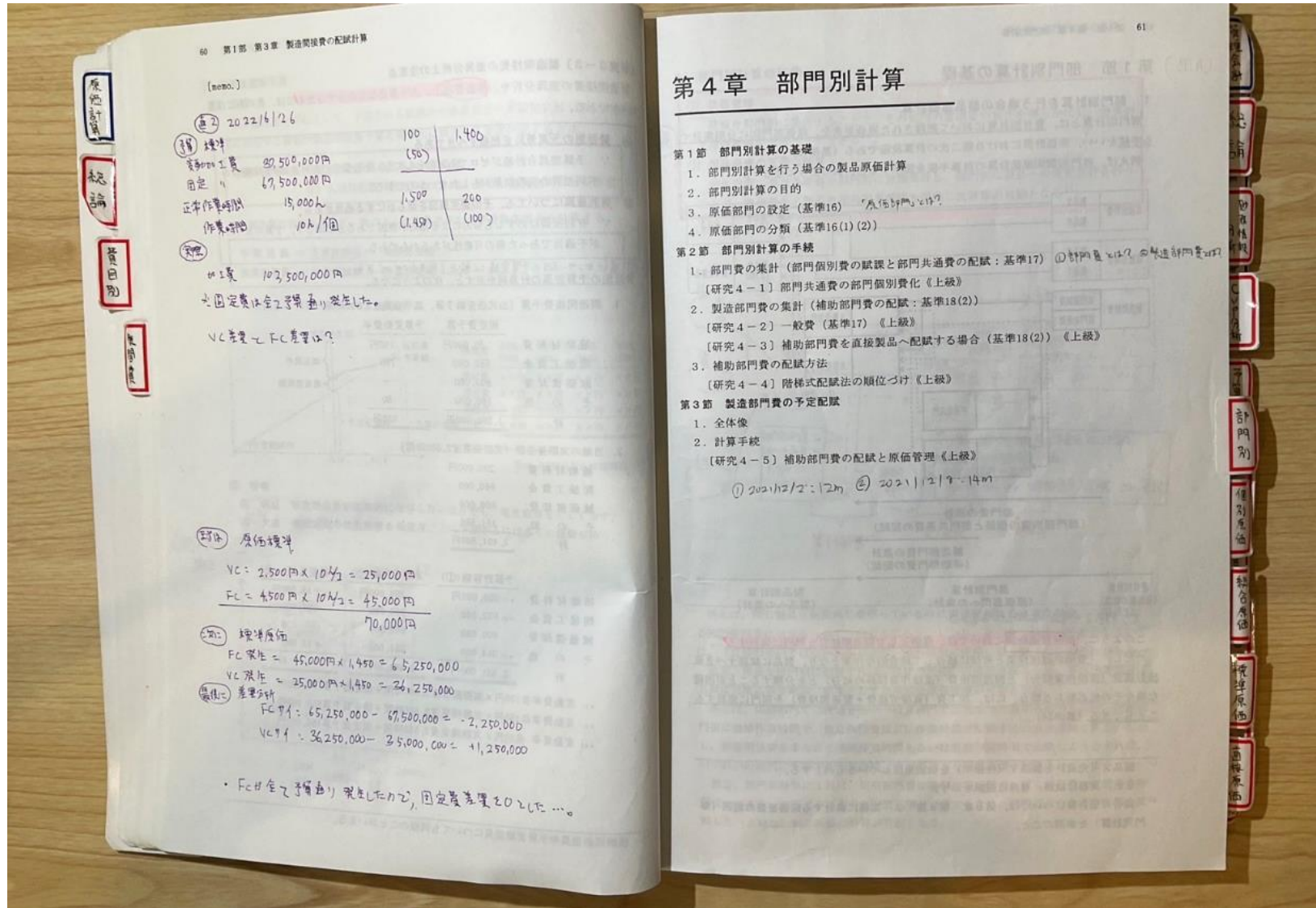
0.0012977844285528688 - 0.000000000000000000000000000965630564607287946306921090311757847716930742401956484375 = 0.0012977844285528686

0.0012977844285528686 - 0.0000000000000000000000000004828152823036439731534605451558789238584653712009782421875 = 0.0012977844285528684

0.0012977844285528684 - 0.00000000000000000000000000024140764115182198657673027257793946192923268560048912109375 = 0.0012977844285528682

0.0012977844285528682 - 0.00000000000000000000000000012070382

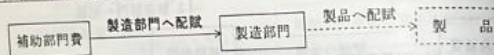
管理会計論（テキスト全 410 ページ） ★主に目次から勉強（目次を見て、処理の場合分けを説明するなど）



インデックス 青・・・大きなまとまり（原価計算・管理会計分野など）

赤・・・通常の章

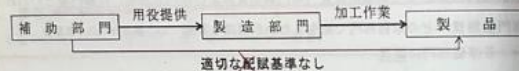
2. 製造部門費の集計（補助部門費の配賦：基準18(2)）^{（第2段階）}
 部門費のうち、補助部門に集計した分（これを補助部門費という）は製造部門に配賦する。したがって、製造間接費は最終的にはすべて製造部門ごとに集計され、そこから製品に配賦されることになる。製造部門に集計した製造間接費（部門個別費、部門共通費および補助部門費）は製造部門費といわれる。



(1) 補助部門費を製造部門へ配賦する理由

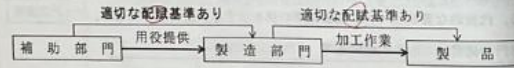
① 製品原価の正確な計算の観点

- ④ 補助部門では製品の加工作業が行われていない。
 → 補助部門費の製品への配賦基準の入手は困難。



一方で、

- ⑤ 製造部門の活動（製品の加工作業）は補助部門の用役を利用しながら行われる。
 → 補助部門費の製造部門への配賦基準の入手は容易。



そこで、

- ⑥ 補助部門費は一旦、製造部門に配賦し、製造部門費の一部として製品に配賦する。

3.2

② 原価管理の観点 製造部門の活動は補助部門の用役を利用しながら行われる。

- 原価責任を明確にするには、補助部門用役利用分に応じて原価を配賦する必要がある。

(2) 補助部門費の配賦基準

補助部門費は、部門ごとに適切な基準（補助部門費の発生と関連の深い値）を選んで配賦する。代表的な補助部門について配賦基準の例を示すと、次のようになる。

補助部門	配賦基準
動力部門	各部門の動力消費量
修繕部門	各部門の修繕時間
事務部門、労務部門	各部門の従業員数または就業時間

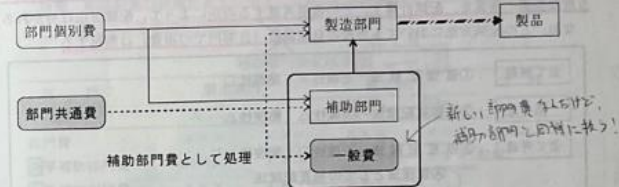
製造部門に集計された原価要素は、必要に応じてさらにこれをその部門における小工程又は作業単位に集計する。この場合、小工程又は作業単位には、その小工程等において管理可能な原価要素又は直接労務費のみを集計し、そうでないものは共通費および他部門配賦費とする（基準18(3)）。

〔研究4-2〕一般費（基準17）《上級》^{（第1段階）}

意義：部門共通費のうち、工場全般に関して発生し、適当な配賦基準の得がたいもの。（ex. 工場長給料や守衛費）

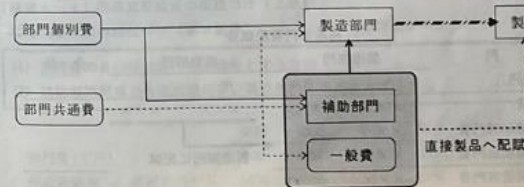
処理：補助部門費として処理することができる。

根拠：一般費にあたる原価要素は、各原価部門に配賦するための適切な配賦基準が存在せず、当該一般費を配賦する場合、配賦額に対して各原価部門の管理者は責任を負えない。

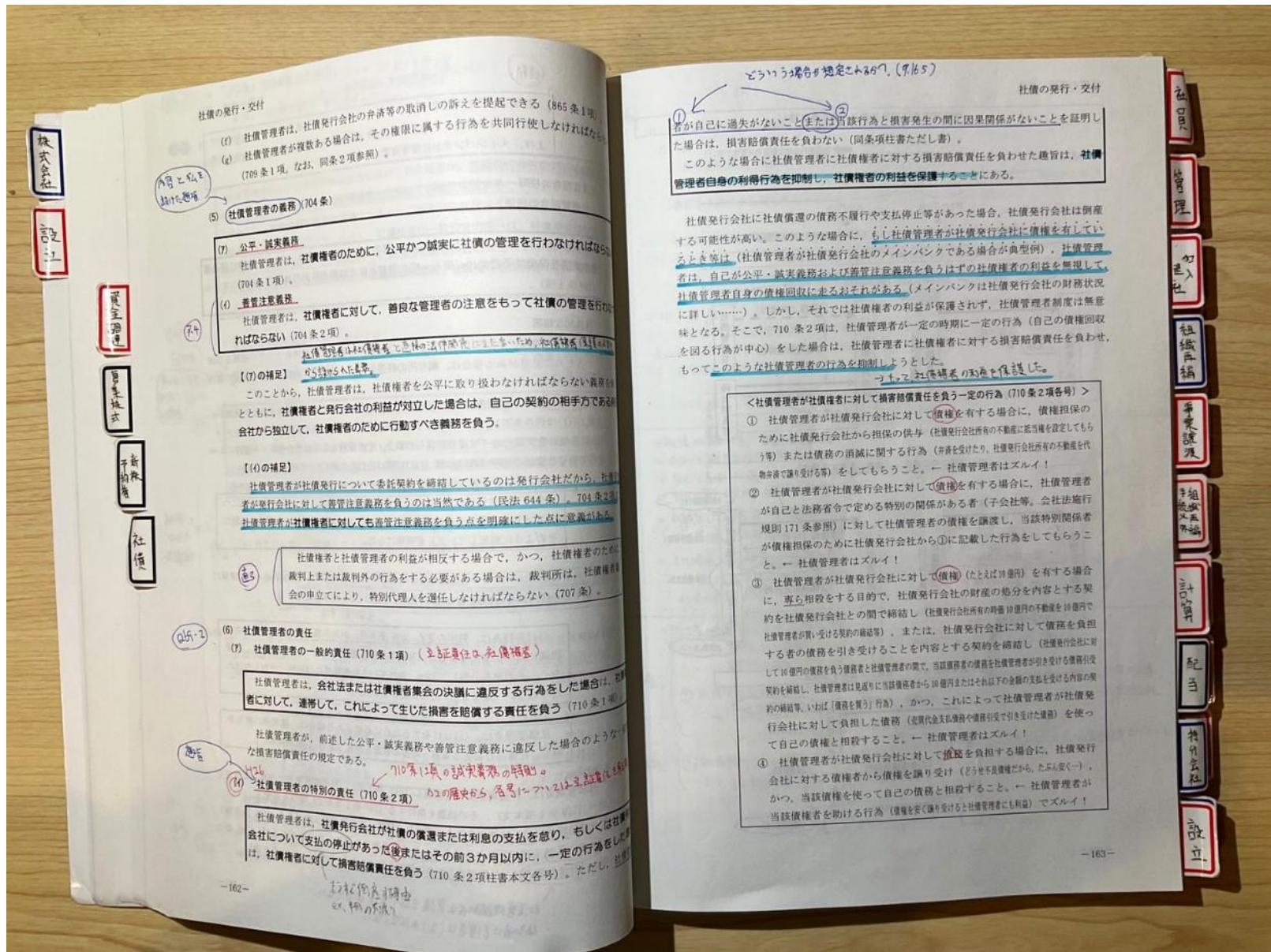
〔研究4-3〕補助部門費を直接製品へ配賦する場合（基準18(2)）《上級》^{（第2段階）}

処理：一部の補助部門費は、製造部門に配賦せず、直接製品へ配賦することができる。←原価だけではここに注意

根拠：一部の補助部門費（工場管理部門費や一般費）は、製造部門への適切な配賦基準が存在せず、当該補助部門費を配賦する場合、配賦額に対して製造部門の管理者は責任を負えない。



企業法テキスト (全2冊、400 ページほどずつ)



株式会社の事業譲渡等の手続			（特例）の特例事項
行為の内容・決定方法			注意点
467条1項	原則 例外以外の場合 (309条2項11号)	株主総会特別決議による承認が必要	※反対株主に株式買取請求権認められる(469条1項2号)。ただし、「事業譲渡」の場合は、株式買取請求権を行使しない(同条1項)。
事業の全部の譲渡(1号) 事業の一部の譲渡(2号) 支配権を失う場合5分の1以上の子会社株式等の譲渡(2号の2)	A株式会社 → B社 (譲渡会社)	株主総会特別決議は不要	※特別支配会社とは、たとえA社の譲渡後所有株式の90%以上をB社が所有し、またB社がB社の完全子会社と共同で所有している場合、B社は特別支配会社に当たる。 ※買収会社(A社)が買収対象者の株式を取得する旨の決議をした場合は、株式買取請求権を行使する権利はない(469条2項2号)。 ※反対株主に株式買取請求権には株式買取請求権認められない(469条1項2号2号)。
<2号の2の詳細> 子会社の株式・持分の全部・一部の譲渡であり、①当該譲渡により譲り渡す株式・持分の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1(定款でこれを下回る割合を定めるとは可能)を超え、かつ、②効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数を有しない結果になるときにおける譲渡。	例外 一部譲渡(2号)の場合に、譲渡より譲り渡す資産の帳簿価額が当該会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1(定款でこれを下回る割合を定めるとは可能)を超えない場合(467条1項2号かつ二書)(簡易手続)	株主総会特別決議による承認が必要	※総旨は3号の欄を参照。 ※条文上「事業の重要な一部の譲渡」にあたりないから、そもそも『事業譲渡(簡易手続)』とはよべないとの立場もある。 ※支配権を失う子会社株式等の要件も、実質的に同様である。
他の会社(外国会社その他の法人を含む)の事業の全員の譲受け(3号)	原則 例外以外の場合 (309条2項11号)	株主総会特別決議による承認が必要	※反対株主に株式買取請求権認められる(469条1項2号)。
A社 → B株式会社 (譲渡会社) (譲受会社)	例外 譲渡会社(A社)が特別支配会社である場合の譲受会社(B社)の総会決議(略式手続)(468条1項)	株主総会特別決議による承認が必要	※反対株主(特別支配会社を除く)には株式買取請求権認められない(469条1項2号2号)。
このように場合は株主への通知・小見出し。株主総会の開催を要求しなくてはならない。	譲受会社(B社)が譲渡会社(A社)に対価として交付する財産の帳簿価額が譲受会社(B社)の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1(定款でこれを下回る割合を定めるとは可能)を超えない場合(簡易手続)(468条2項)	総会決議は不要	※(例外)ただし、通知を受けた株主は会社に対して反対権を行使することができる。反対権一定数に達した場合は、買収者主総会の特別決議が必要となる(468条3項)。 ※反対株主に株式買取請求権認められない(469条1項2号)。ただし、上記の特殊な場合(468条3項の場合)は、行使できる。
①事業の全部の買収 ②事業の全部の経営の委任 ③他人と事業上の利益の全部を共通とする契約その他これらに準ずる契約の締結、変更、解約(4号)	原則 例外以外の場合 (309条2項11号)	株主総会特別決議による承認が必要	※反対株主に株式買取請求権認められる(469条1項2号)。
相手方が特別支配会社である場合の当該会社の総会決議(略式手続)(468条1項)	例外 相手方が特別支配会社である場合の当該会社の総会決議(略式手続)(468条1項)	株主総会特別決議による承認が必要	※反対株主(特別支配会社を除く)には株式買取請求権認められない(469条1項2号2号)。 ※「一部の買収等」であり、総会決議は必要かつ、買収執行としての取締役の決定・取締役会決議による決定は必要。

租税法テキスト (12月短答後から受講)

3. 中古資産の耐用年数

中古資産を取得して事業の用に供した場合には、法定耐用年数によって償却することは適当であるため、事業供用日以後の残存使用可能期間を見積もり、その年数によって償却することができる。

(1) 原則 (残存使用可能期間の見積もりが可能な場合)

見積もった残存使用可能期間 (手書き: 残り(寿命)をい)

(2) 特例 (残存使用可能期間の見積もりが困難な場合)

中古資産を取得するに当たり支出した「資本的支出の額」の多寡に応じ、次の3つに区分される。

① 資本的支出の額 $\leq$ 取得価額 $\times 50\%$

② 取得価額 $\times 50\% <$ 資本的支出の額 $\leq$ 再取得価額 $\times 50\%$

③ 再取得価額 $\times 50\% <$ 資本的支出の額

C5.152 (注1) 資本的支出の額

(手書き: 2019.3.30)

- i その資産の取得時において通常の管理又は修理をするものとした場合に予測される使用可能期間を延長させる支出額
- ii その資産の取得時において通常の管理又は修理をするものとした場合に予測される資産の価額を増加させる支出額

(手書き: 7/12/19)

※ 資本的支出の額について一切記載がなければ、0と考える!!

C5.152 (注2) 資本的支出の額を会計上費用処理した場合

当該資本的支出の額を「償却費として損金経理した金額」として取り扱い、以下のよう処理する。

- i 資本的支出の額を取得価額に加える。
- ii その後、直ちに全額償却したと考えるため、会計上償却費に含める。

(注3) 取得価額

資本的支出の額の多寡を判定する場合の取得価額とは、中古資産本体の取得価額であり、資本的支出の額を含まない金額である。

(注4) 再取得価額

再び新品を取得すると仮定した場合に要する価額をいう。

① 資本的支出の額 $\leq$ 取得価額 $\times 50\%$

i 法定耐用年数の全部を経過したもの
法定耐用年数 $\times 20\%$

ii 法定耐用年数の一部を経過したもの
(法定耐用年数 - 経過年数) $\times 20\%$

← 20%抑え込み!
経過年数に「法定耐用年数」を代入する

(手書き: 2019.3.30)

(注) 年数の計算等

上記により計算した年数の1年末満の端数は切り捨て、その年数が2年末満のときは2年とする。なお、月数計算の場合は「年」計算の段階で端数処理を行うこと。

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

(手書き: 2019.3.30)

【例題14】資本的支出の額 $\leq$ 取得価額 $\times 50\%$

次の資料より、中古資産の耐用年数を計算しなさい。

<ケース1>

取得価額: 1,000円 資本的支出: 6円 法定耐用年数: 8年 6年経過

<ケース2>

取得価額: 1,000円 資本的支出: 0円 法定耐用年数: 38年 7年4ヶ月経過

【解答】

<ケース1>

(1) $0円 \leq 1,000円 \times 50\% = 500円$

(2) $(8年 - 6年) + 6年 \times 20\% = 3.2年 \rightarrow 3年$

<ケース2>

(1) $0円 \leq 1,000円 \times 50\% = 500円$

(2) 7年4ヶ月経過 $\rightarrow$ 88ヶ月経過
 $(38年 \times 12ヶ月 - 88ヶ月) + 88ヶ月 \times 20\% = 385.6ヶ月$
 $\frac{385.6ヶ月}{12ヶ月} = 32.1年 \rightarrow 32年$

(1440月 - 66ヶ月) + 66ヶ月 $\times 0.2 = 91.2ヶ月$
 $= 7.6年 \rightarrow$ 耐用年数7年

★「22/7/9 アク1 ～してしまった…」など、財務計算と同様、テキストにミスを一元化

総論

概要

減価償却

5. 償却方法の選定

平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産については、新たな償却方法の中から選定することとなる。

一方、平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産については、法令改正前の従前の償却方法の中から、その採用している償却方法原則として継続することとなる。

減価償却資産の主な区分ごとの償却方法は次のとおりである。

資産の区分	平成19年3月31日 以前の取得資産	平成19年4月1日 以後の取得資産
有形減価償却資産	旧定額法、旧定率法	定額法、定率法
平成10年4月1日以後取得した建物	旧定額法	定額法
平成28年4月1日以後取得した建物附属設備及び構築物	—	定額法
無形減価償却資産	旧定額法	定額法

(注1) 法定償却方法

償却方法を選定しなかった場合には法定償却方法により計算する。

なお、上記のうち、選択可能な有形減価償却資産については、旧定率法、定率法が法定償却方法となる。

(注2) 償却方法のみなし選定

平成19年3月31日以前取得の減価償却資産について、「旧定額法」、「旧定率法」を選定している場合（法定償却方法を含む）において、その資産と同一の区分に属する減価償却資産（平成19年4月1日以後に取得し、償却方法の選定の届出をしていないときは、その旧償却方法適用資産につき選定した次に掲げる償却方法の区分に応じ、それぞれに定める償却方法を選定したもの）とみなす。

- ① 旧定額法 …… 定額法
- ② 旧定率法 …… 定率法

(注3) 選定単位

償却方法は資産の種類（機械・備品など）毎に選定できる。

★

9年前 9年後

取得年月日 H10. 4/1 H19. 4/1 H28. 4/1

取得年月日	H10. 4/1	H19. 4/1	H28. 4/1
建物 (H10. 4/1～H19. 3/31)	旧定率法(※)	旧定額法	定額法
建物附属設備 構築物 (H10. 4/1～H19. 3/31)	旧定率法(※)	定率法(※)	定額法
上記以外の有形減価償却資産 (平成28年4/1以後取得)	旧定率法(※)	定率法(※)	定額法
無形減価償却資産 (残存価額)	(10%)	(ゼロ)	(ゼロ)
無形減価償却資産 (残存価額)	旧定額法	定額法	定額法

※ 届出により、定額法（旧定額法）を償却方法として選定することができる。

「届出を3つであらう、法定の償却方法を選定している、という問題発生」

「定率法で償却している」とある2つ無形は絶対定率法!

「届出により定額法を適用している」とある2つ { H10/4/1以前の建物 } は絶対定率法!!
{ H28/4/1以降の建物 }

22/7/9

(7/1)

H10年4/1以前の建物等に、定額法で計算してしま...

租税法理論 (直前期 15 分ほどなど)

<TAC> 無断複写・複製を禁じます (22年合格目標)

租税法理論テキスト別紙

第二編 内国法人の法人税

第一章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

【第一款 課税標準】

21条 法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額

【第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則】

22条 (各事業年度の所得の金額の計算)

- (1) 各事業年度の所得の金額 = 益金 - 損金
- (2) 益金は、取引(無償含む)に係る収益の額(固定資産税等の交付は原則除外)
- (3) 損金は、①原価 ②費用(債務確定主義) ③損失(自治体の交付金に限り除外)
- (4) 公正処理基準
- (5) 資本等取引とは、資本金等の増減取引と利益・剰余金の分配

【第三款 益金の額の計算】

第一目 収益の額

22条の2

- (1) 資産の販売・譲渡・役務の提供に係る収益の認識は、引渡・役務提供日基準
- (2) 販売等に係る契約の効力が生ずる日等、(1)に近接する日による認識も可能
- (3) 収益の額を近接する日の属する事業年度において申告調整することも可能
- (4) 資産の販売等に係る収益の額として益金の額に算入する金額は時価である
- (5) (4)における時価とは貸倒れ・買戻しが無いものとした価額である
※ 企業会計における取扱いとは異なる
- (6) 無償による資産の譲渡に係る収益の額は、金銭以外の資産による剰余金の分配等を含む
- (7) 資産の販売等に係る収益の額につき修正経理をした場合の処理等は政令で定める

現物の分配の所得の計算は、原則除外にある。
(剰余金の分配以外)

<TAC> 無断複写・複製を禁じます (22年合格目標)

租税法理論テキスト別紙

第一目二 受取配当等

23条 (受取配当等の益金不算入)

- (1) 受取配当等の益金不算入 (その他50%、非支配目的20%)
- (2) 短期所有株式
- (3) 自己株式の取得によるみなし配当等でみなし配当が生ずることを予定したものとは益金算入
- (4) 控除負債利子
- (5) 完全子法人株式の定義 (配当等の額の計算期間を通じて完全支配関係)
- (6) 関連法人株式等の定義 (3分の1超)
- (7) 非支配目的株式等の定義 (5%以下)
- (8) 第1項の規定は、確定申告書・修正申告書に配当額・明細書類の添付がある場合に限り適用
- 23条の2 (外国子会社から受ける配当等の益金不算入)
- (1) 外国子会社の定義 (25%以上)
- (2) ①外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入される配当等は益金算入
- 24条 (配当等の額とみなす金額)
- (1) ①合併 (適格合併を除く) ②分割型分割 (適格分割型分割を除く)
- ③株式分配 (適格株式分配を除く) ④資本の払戻し・解散
- ⑤自己株式の取得 (市場における取得を除く)

第二目 資産の評価益

25条 (資産の評価益の益金不算入等)

第三目 受贈益

25条の2 (1) 完全支配関係がある法人から受けた受贈益は、益金不算入 (外国法人の場合は、適用除外!!)

→ 22条2項で完全算入

第四目 還付金等

26条 (還付金等の益金不算入)

- (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税の還付金は、益金不算入

【第四款 損金の額の計算】

第一目 資産の評価及び償却費

29条 (棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法)

31条 (減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)

- (1) 損金の額に算入する金額は、損金経理額のうち、選択した償却方法に基づき、償却限度額に達するまでの金額
- (2) 適格分割等での償却費は、25%以内の書類を提出した5割を算入
- ※ 決算上損金経理を行わずに別表4のみで減算することは認められない

32条 (繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)

- (1) 支出の効果の及ぶ期間を基礎として計算 → 22条24項で除外!